

平成29年第10回辰野町議会定例会会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 平成29年11月28日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成29年12月4日 午前10時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名

1番	小澤睦美	2番	向山光
3番	熊谷久司	4番	山寺はる美
5番	篠平良平	6番	中谷道文
7番	宇治徳庚	8番	成瀬恵津子
9番	瀬戸純	10番	宮下敏夫
11番	根橋俊夫	12番	垣内彰
13番	堀内武男	14番	岩田清

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第2号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第3号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第4号 辰野町簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第5号 平成29年度辰野町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第8 議案第6号 平成29年度辰野町上水道事業会計補正予算(第3号)

- 日程第9 議案第7号 平成29年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第8号 平成29年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第9号 平成29年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第10号 平成29年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第11号 平成29年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第12号 平成29年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第13号 平成29年度町立辰野病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第14号 平成29年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第15号 平成29年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第16号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第17号 平成28年度（繰越）たつの未来館（仮称）再整備工事（建築工事）請負契約の変更について
- 日程第20 議案第18号 平成28年度（繰越）たつの未来館（仮称）再整備工事（電気設備工事）請負契約について
- 日程第21 議案第19号 平成28から29年度辰野町特定環境保全公共下水道小野水処理センターの建設工事委託に関する協定の変更について
- 日程第22 地方自治法第180条の規定による報告事項  
報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第23 請願・陳情について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	総務課長	一ノ瀬 元 広
まちづくり政策課長	加 藤 恒 男	住民税務課長	伊 藤 公 一
保健福祉課長	小 澤 靖 一	産業振興課長	一ノ瀬 敏 樹
建設水道課長	西 原 功	会計管理者	小 野 耕 一
こども課長	武 井 庄 治	生涯学習課長	原 照 代
辰野病院事務長	今 福 孝 枝	社会福祉協議会事務局長	赤 羽 昇

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 赤 羽 裕 治

議会事務局庶務係長 田 中 香 織

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第11番 根 橋 俊 夫

議席 第12番 垣 内 彰

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

おはようございます。定足数に達しておりますので、これより平成29年第10回辰野町議会12月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行いますが、文書報告とし、お手元に配付してありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。続いて、議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第10回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

本日、ここに第10回辰野町議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員各位

におかれましては、師走に入り何かとご多用の中、ご出席を賜り感謝申し上げます。11月27日には、副町長に山田勝己氏が就任しました。長年の行政経験を生かし、今まで以上に町政の発展・運営に携わっていただくことになりました。よろしくお願ひします。12月に入り寒さも厳しくなつてまいりました。冬本番を迎え、心配されるのは大雪による災害であります。住民生活に大きな影響が及ばないよう除雪体制や交通安全対策に万全を期するため、先月関係機関にお集まりいただき除雪会議を開催しました。しかしながら、幹線道路以外の路地などは住民の方のご協力をお願いするところであります。先月15日に内閣府が発表した7月から9月期の実質国内総生産（GDP）は、物価変動を除いた実質値で0.3%増、年率換算で1.4%増となり7四半期連続のプラス成長となりました。企業の9月中間決算も好内容が相次ぎ、景気回復の持続を裏付けております。実質GDP成長率が7四半期連続でプラスとなるのは17年ぶりのようであります。ただ、賃金が上がらない中、個人消費は低迷したままで「実感なき景気回復」となっております。今年度計画した主要事業の進捗状況を申し上げます。上辰野中道線先線工事、藤沢水源整備事業、社会資本整備総合交付金事業町道61号線小横川地区道路改良工事などは順調に進捗しており、特に中道線先線工事にあつては20年以上という長い年月を経て10月に竣工いたしました。いずれの事業も地権者をはじめ、地域の皆様、関係機関の皆様のご理解ご協力の賜物であり感謝申し上げます。

さて、私にとって町長として臨む初めての予算編成の時期を迎えました。総務省では来年度の地方交付税の概算要求で、今年度同様に総額を確保するとしていますが現時点では不透明であります。辰野町の自主財源である税金等も人口減少等により増収は見込めない一方で、歳出は依然として社会保障関係経費や老朽化が顕著な公共施設の改修、維持補修費が増大しております。このように厳しい財政状況ではありますが、第五次総合計画後期基本計画に基づき、明るい未来への投資につながる予算編成を目指してまいります。また、公約に掲げた「産業振興」「くらし・福祉・子育て支援の充実」「魅力あるまちづくり」「道路・環境整備・防災対策の推

進」の四大プランも今後4年間で着実に進めてまいります。議員各位におかれましては、ご指導、ご鞭撻、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今定例会に提案する議案は、条例の一部改正、4件、辰野町一般会計補正予算など各特別会計補正予算、11件、公の施設の指定管理者の指定、1件、工事請負契約の変更、3件など合わせて19議案、報告事項として財物事故の専決処分1件であります。提案時、それぞれご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます、定例会招集にあたっての挨拶といたします。よろしくお願いたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により議席11番、根橋俊夫議員、議席12番、垣内彰議員を指名いたします。日程第2、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長より委員会における協議結果の報告を求めます。

○議会運営委員長（篠平）

おはようございます。毎日、お寒うございます。去る11月28日、議会運営委員会を開催し、平成29年第10回辰野町議会12月定例会の会期並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。11月28日、辰野町告示第33号によって辰野町長より12月定例会を12月4日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと、12月定例会の会期並びに審議日程など、議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致して決定いたしました。会期日程（案）並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いただきますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いただきます。

○議会事務局長

(会期日程(案) 朗読)

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から12月19日までの16日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について。日程第4、議案第2号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。日程第5、議案第3号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。3件を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

はじめに、議案第1号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。現在開会中の特別国会におきまして、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正が審議をされておりますが、この法律の一部改正と同様に辰野町議会議員及び特別職の期末手当の支給月数を改正したいとするものでございます。新旧対照表も併せてご覧いただければと思います。この条例につきましては施行日が異なるため第1条、第3条と第2条、第4条に分けております。第1条及び第3条につきましては議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項中と特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例第3条第2項中、12月に支給する期末手当の基礎額に乗じる率を「100分

の170」を「100分の175」に改めるものであります。こちらは平成29年度対応分となります。続いて、第2条及び第4条ですが条例第5条第2項中と第3条第2項中、6月に支給する率「100分の155」を「100分の157.5」に。12月に支給する率「100分の175」を「100分の172.5」に改めるものでございます。こちらは平成30年度以降の対応となります。この改正でございますが、期末手当の支給率を0.05ヶ月引き上げ、29年度においては12月に一括して上乗せ支給することとし、30年度以降におきましては、引き上げ分0.05ヶ月分の半分0.025ヶ月分を6月分には上乗せ、12月分では減じて支給するという改正でございます。この条例は公布の日から施行しますが、第2条、第4条の規定につきましては平成30年4月1日施行でございます。また、第1条、第3条の規定による改正後の条例の規定は平成29年12月1日から適用となります。次に議案第2号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。8月の人事院の勧告を受け、現在開会中の特別国会におきまして一般職及び特別職の給与に関する法律の改正案が審議されておりますが、辰野町でも人事院勧告に準じた実施と給料表の調整をしたいとするものでございます。議案の説明の前に改正の概要を申し上げます。3点ございます。1点目は勤勉手当を0.1ヶ月引き上げるものでございます。2点目は給料表を平均0.2%、400円引き上げることを基本に給料表を改定します。なお、初任給につきましては1,000円、若年層も同程度引き上げる改定となっております。3点目は行政職給料表の改正であります。現在の行政職給料表を6級から7級に拡大し、7級には重要な業務にあたる課長を格付けしたいとするものでございます。それでは議案について説明させていただきます。こちら新旧対照表を併せてご覧いただければと思います。第1条ですが、給与条例第29条第1項第1号におきまして、12月に支給する勤勉手当について一般職の職員及び管理職の職員ともに「100分の10」再任用職員にあつては「100分の5」引き上げるものでございます。平成22年の条例改正により55歳以上の6級職員にあつては給料を抑制をしております。昨年に続き、今年も抑制するための減額率の乗率を変更いたします。附則

第10項におきまして、12月に支給する場合には「100分の1.425」に。特定管理職員にあっては「100分の1.725」などに変更するものでございます。また、2ページから20ページは別表として条例第5条に基づき改正となった行政職、医療職の給料表であります。また、20ページの下段から21ページにかけては、条例第5条の2に定めています職務の級を今回新たに7級とそれに伴う職務の内容を追加いたしました。続いて第2条関係であります。こちらは平成30年度以降の改正となります。第29条第1項第1号中ですが、先ほど説明させていただきました0.1ヶ月分の勤勉手当引き上げ分を、それぞれ6月、12月に2分の1ずつ振り分け、6月、12月ともに「100分の90」に。特定管理職員にあっては「100分の110」に。2号中の再任用職員は「100分の42.5」に。再任用の特定管理職員にあっては「100分の52.5」に改めるものでございます。この条例は公布の日から施行しますが、第1条による改正後の給与条例の規定は4月1日から、第2条の規定は平成30年4月1日から適用といたします。続いて議案第3号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。平成26年度の人事院勧告におきまして平成27年4月から一般職の職員の俸給、いわゆる給料の水準が引き下げられました。その結果、前月より給料が下がる職員が発生し、経過措置として現給保障措置が取られました。いわゆる現行の給料水準を確保するという措置でございます。人事院勧告におきましてこの保障措置を平成30年3月31日をもって廃止すると明記されたため改正したいとするものでございます。附則第6項中「職員（町長の定める職員を除く。）には」の次に「平成30年3月31日までの間」を加えます。なお、この現給保障措置が取られている職員は現在11名おりますが、来年4月以降給料が下がる職員は9名を見込んでおります。また、給料が下がる職員のうち、最も下がる職員は5,100円。少なくともですね500円は下がる職員がいます。以上、一括して提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第 1 号、議案第 2 号に対する質疑を行います、委員会に付託する関係もございしますので、総括的な質問について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結します。ただ今、議題となっているうち議案第 1 号及び議案第 2 号は、総務産業常任委員会に付託することにいたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 1 号、議案第 2 号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。次に議案第 3 号について、質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 3 号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 3 号は原案のとおり可決されました。日程第 6、議案第 4 号、辰野町簡易水道給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

それでは議案第 4 号をご説明させていただきたいと思っております。辰野町簡易水道給水条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。なお、提案理由のところでございますが、終わりの方に辰野町簡易水道条例と書いてございま

すが、大変申し訳ございません。簡易水道の後に「給水」の2文字を入れていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。それでは説明させていただきたいと思ひます。辰野町簡易水道の施設整備を効率的に行うため、辰野町簡易水道給水条例の一部を改正するものでございます。辰野町簡易水道給水条例の一部を改正する条例。辰野町簡易水道給水条例（昭和46年辰野町条例第11号）の一部を次のように改正する。第2条中「穴倉沢」の次に「、唐木沢」を加えるものでございます。附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行します。以上、提案理由を申し上げました。原案可決くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第4号、辰野町簡易水道給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり可決されました。日程第7、議案第5号、平成29年度辰野町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは平成29年度辰野町一般会計補正予算（第5号）を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は人事院勧告と人事異動による人件費の補正。障害者自立支援給付費、農地中間管理機構集積協力金などの増額。辰野中学校大規模改造工事などの追加。後期高齢者医療広域連合負担金の減額などの補正予算であります。この補正総額は3億3,578万9,000円の追加であり、予算総額は

88億 7,283 万 6,000 円となりました。その概要を申し上げますと、歳入につきましては分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰越金、町債の増額と繰入金の減額です。歳出につきましては議会費では人事院勧告と人事異動による人件費の減額。人事院勧告による議員期末手当の増額が主なものであります。総務費ではL G W A N環境増設業務委託料、人事院勧告と人事異動による人件費の増額が主なものです。民生費では障害者自立支援給付費の増額。後期高齢者医療広域連合負担金の減額が主なものであります。衛生費では穴倉水道起債償還繰出金の増額と人事院勧告と人事異動による人件費の減額が主なものです。農林水産業費では農地中間管理機構集積協力金の増額が主なものです。商工費では人事院勧告と人事異動による人件費の減額です。土木費では社会資本整備総合交付金事業の橋梁定期点検委託料、道路維持事業の除雪委託料の増額が主なものです。教育費では辰野中学校大規模改造工事にかかる工事請負費の追加が主なものです。災害復旧費では台風被害による水利の土砂の撤去。法面が崩落した農地の復旧にかかる重機使用料、工事請負費の追加であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 8、議案第 6 号、平成29年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

#### ○建設水道課長

議案第 6 号、平成29年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 3 号）について提案理由を説明申し上げます。1 ページ目をご覧ください。収益的収入及び支出の予算額については総額で歳入歳出それぞれ 4 億 1,991 万 4,000 円に変更ございません。4 ページをご覧くださいと思います。明細書のとおり収益的支出の増減でございます。原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費で、人事異動、給与改定に伴い給料、手当等を 179 万円増額し、修繕費を 195 万 7,000 円減額するものでございま

す。増額、増加額 198 万 8,000 円、減額 198 万 8,000 円で増減ゼロでございます。  
5 ページをご覧ください。資本的支出は委託料の確定により 440 万円を減額しました。工事請負費を 440 万円増額し、県道与地辰野線関連の工事に対応するものでございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 6 号、平成 29 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 6 号は原案のとおり可決されました。日程第 9、議案第 7 号、平成 29 年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 7 号、平成 29 年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について提案理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 574 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,173 万 5,000 円とするものでございます。7 ページをご覧ください。歳入については繰入金を 125 万 2,000 円増額しました。8 ページをご覧ください。簡易水道債を 700 万円減額するものでございます。9 ページをご覧ください。歳出について主なものは法適化準備固定資産台帳整備として委託料 700 万円を減額しました。10 ページをご覧ください。起債元金償還分でございますが 130 万円増額するも

のでございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第10、議案第8号、平成29年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第8号、平成29年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第2号）について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ178万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億6,535万1,000円とするものでございます。7ページをご覧ください。歳入については繰越金を2,408万9,000円増額します。8ページをご覧ください。公共下水道債を2,130万円減額するものでございます。9ページをご覧ください。歳出について主なものは人事異動、給与改定に伴う職員給料、手当等を71万1,000円減額し、工事請負費を200万円増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第8号、平成29年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第8号は原案のとおり可決されました。日程第

11、議案第9号、平成29年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第9号、平成29年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第2号）について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ110万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,728万3,000円とするものでございます。7ページをご覧ください。歳入についてでございますが、繰入金を350万2,000円増額し、8ページをご覧ください。繰越金を339万8,000円増額します。9ページをご覧ください。特定環境保全公共下水道債を580万円減額するものでございます。10ページをご覧ください。歳出については主なものは修繕料を50万円増額し、11ページをご覧ください。起債元金償還分として60万円を増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第9号、平成29年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり可決されました。日程第12、議案第10号、平成29年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第10号、平成29年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ92万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億1,025万円とするものでございます。7ページをご覧ください。歳入については繰越金を1,072万8,000円増額します。8ページをご覧ください。資本費平準化債を980万円減額するものでございます。9ページをご覧ください。歳出については下横川地区水処理施設管理費の修繕料及び原材料費として92万8,000円増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第10号、平成29年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり可決されました。日程第13、議案第11号、平成29年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第11号、平成29年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ24億8,821万5,000円

とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。歳入についてでございます。第3款、国庫支出金のうち、2項6目1節の国民健康保険制度関係準備事業補助金が確定によりまして100万円増額し、7ページをご覧ください。5款、前期高齢者交付金のうち1項1目1節の現年度分が確定により1万円の増額となります。8ページをご覧ください。歳出についてでございます。1款、総務費のうち、制度改革対応システム改修費として上伊那情報センターへの負担金確定により100万円の増額、9ページ4款、前期高齢者納付金の納付金が確定によりまして1万円増額補正するものでございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第11号、平成29年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり可決されました。日程第14、議案第12号、平成29年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第12号、平成29年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ124万2,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億6,612万7,000円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。

歳入についてでございます。事務費繰入金の確定によりまして44万4,000円減額し、保険基盤安定分にかかる被保険者数及び軽減額の確定によりまして、保険基盤安定繰入額を122万3,000円減額するものでございます。7ページをご覧ください。繰越金につきまして前年度繰越金の確定により、42万5,000円を増額するものでございます。8ページ歳出についてでございます。後期高齢者医療徴収費で、県の広域連合への納付金の確定によりまして軽減分納付金を122万3,000円、事務費負担金を44万4,000円減額するものでございます。9ページをご覧ください。歳入において増額となりました前年度繰越金の増額分42万5,000円を予備費として増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第15、議案第13号、平成29年度町立辰野病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

それでは議案第13号、平成29年度町立辰野病院事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。予算3条に定めました収益的支出の補正でございます。補正額1,113万円でございます。3ページの方をご覧ください。今回の給与改定及び職員の異動に伴う給与費の補正でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○堀内（13番）

3ページの所で、ただ今、給与の関係については1,113万円減額という形の状況ですが、次の所の4ページの所に職員数につきましては平成、前年がトータル141

人が本年度 130 人になるということで減人になっておりますね。で、後、特にこの中で多くなっているのは賃金が多くなっているという形の状況ですけれども、5 ページの所にその増減分という形で職員の異動によるってという形と、非常勤医師の当直回数に変更になったという形の状況ですが、先ほど言ったように人数が減っているのに給料が増えているっていう内容含めて、そのへんの内容をお聞かせ願いたいと思います。

○辰野病院事務長

はい。総額におきましては確かに職員の数が少なくなっておりますが、部分的にやはり当初予算に比べますと足りなくなった部分があるため、その分を補正するものでございます。それから臨時職員につきましてはここに書いてありますとおり、非常勤医師が今年度、途中から余分に当直をしていただけるようになったということでその分が非常に多くなっております。以上でございます。

○議 長

ございませんか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第13号、平成29年度町立辰野病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。日程第16、議案第14号、平成29年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

平成29年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第1号）について提

案するにあたりまして提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ86万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,740万1,000円とするものでございます。内訳につきましては6ページをご覧ください。歳入では繰越金40万4,000円の増額、7ページの還付金につきましては消費税還付金の確定により45万7,000円の追加です。8ページをご覧ください。歳出では一般管理費が公課費で消費税分27万7,000円の減額。辰野町地域情報告知システム基金積立金113万8,000円を追加するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第14号、平成29年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。日程第17、議案第15号、平成29年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第15号、平成29年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第3号)の提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,019万4,000円とするものでございます。内容について申し上げます。6ページをご覧ください。最初に歳入でございしますが、介護保険料が15万8,000円の減額。続いて7

ページの国庫補助金が30万円の減額。8ページの支払基金交付金が4万8,000円の増額。9ページの県補助金が15万2,000円の減額。10ページの一般会計繰入金が増額で109万1,000円のございます。次に歳出でございます。11ページの総務管理費が給与改定、職員の人事異動に伴う給料等の減額と職員手当等の増額で合わせて250万円の減額でございます。徴収費は介護保険システム改修に伴う、上伊那広域連合負担金が374万4,000円の増額でございます。12ページの包括的支援事業・任意事業費は一般職、非常勤職員報酬の増額と給与改定、職員の人事異動に伴う給料等の減額で合わせて93万5,000円の減額。認知症総合支援事業費は認知症カフェの1会場増設に伴う運営委託料5万円の増額でございます。13ページの介護予防生活支援サービス事業費は一般職、非常勤職員報酬17万円の増額でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第18、議案第16号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第16号、辰野町公の施設の指定管理者の指定につきまして提案理由を申し上げます。辰野町公の施設の指定管理者を指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。来年3月31日をもって指定管理期間が満了する、たつのパークホテルにつきましてご審議をお願いするものでございます。たつのパークホテルの指定管理者選定にあたりましては、指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づきまして、9月19日から10月18日まで候補者の公募を行ってまいりました。その結果、2者からの応募がございました。11月16日に庁内職員で構成する選定委員会におきまして選定基準に基づく審査を実施し、その後、11月21日に識見を有する5名の方で構成します候補者選定審査

会に諮り決定したものでございます。その結果、現在と同じ、東京都新宿区西新宿三丁目20番2号、株式会社グリーンハウスに決定いたしました。指定期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日まででございます。なお、指定管理料はありません。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで議案に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結します。ただ今、議題となっています議案第16号は、総務産業常任委員会に付託することにいたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第16号は、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第19、議案第17号、平成28年度(繰越)たつの未来館(仮称)再整備工事(建築工事)請負契約の変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第17号、平成28年度(繰越)たつの未来館(仮称)再整備工事(建築工事)請負契約の変更について、変更内容を申し上げます。平成28年9月20日締結しました平成28年度(繰越)たつの未来館(仮称)再整備工事(建築工事)請負契約につきまして変更が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。契約金額を1億3,716万円に、1,166万760円増額し、1億4,882万760円に変更するものであります。契約の目的、契約の方法、及び契約の相手方については変更ございません。以上、変更内容を申し上げます。続きまして工事内容についてご説明申し上げます。

す。中央通路、吹き抜け部分をボルダリングルームにするためパーテーション等の追加改修とボルダリング工事などの増工をさせていただくための契約変更であります。当初計画しておりましたボルダリングルームについては建物の構造上、室内光が十分に取れない課題がありましたが、今回の増工により高さ 2.2 から 2.8 メートルの初心者から中級者が気軽に楽しめるボルダリングウォールと、高さ 6.1 メートルから 6.4 メートルの本格的なクライミングウォールが整備され、子どもから本格的なクライミングスポーツを目指す上級者まで、それぞれのレベルや目的に応じ、幅広い利用が期待されるようになります。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第17号、平成28年度（繰越）たつの未来館（仮称）再整備工事（建築工事）請負契約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第17号は原案のとおり可決されました。日程第20、議案第18号、平成28年度（繰越）たつの未来館（仮称）再整備工事（電気設備工事）請負契約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第18号、平成28年度（繰越）たつの未来館（仮称）再整備工事（電気設備工事）請負契約について提案理由を申し上げます。平成28年度（繰越）たつの未来館（仮称）再整備工事（電気設備工事）請負契約につきましては、平成29年8月18日

指名競争入札に付し決定した落札者と平成29年8月25日に請負契約を締結し、実施してまいりましたが、その後、増工等による契約の変更が生じました。これに伴い政令で定める基準を超える請負契約を締結するため、辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は平成28年度（繰越）たつの未来館（仮称）再整備工事（電気設備工事）。契約の方法は指名競争入札。契約金額は5,029万2,360円。当初契約金額の4,860万円に169万2,360円を増額するものであります。契約の相手方は長野県上伊那郡辰野町大字平出1767番地1、株式会社、元木工電舎でございます。なお、当初の契約は3者による指名競争入札によるものであります。以上、提案理由を申し上げます。続きまして、工事内容につきましてご説明申し上げます。荒神山ウォーターパーク管理棟の全面改修に伴う受電変電設備工事、幹線設備工事、照明器具設備工事などが主なものであります。当初契約後に生じた建築工事のボルダリングルームの追加改修と新施設の管理運営計画案を策定する中で、数量や配置が確定した施設内のトレーニング機器やホタル保護育成関連機器に対し、当初設計では不足する照明器具やコンセント等の設置、配線の追加が増工の主な内容です。なお、管理運営計画案につきましては議員全員協議会において内容を報告させていただき予定であります。以上、工事内容を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第18号、平成28年度（繰越）たつの未来館（仮称）再整備工事（電気設備工事）請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第18号は原案のとおり可決されました。日程第21、議案第19号、平成28から29年度辰野町特定環境保全公共下水道小野水処理センターの建設工事委託に関する協定の変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第19号、平成28から29年度辰野町特定環境保全公共下水道小野水処理センターの建設工事委託に関する協定の変更について、変更内容を申し上げます。平成28年6月1日締結しました平成28から29年度辰野町特定環境保全公共下水道小野水処理センターの建設工事委託に関する協定につきまして変更が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。契約金額を1億8,140万円から85万円減額し、1億8,055万円に変更するものであります。契約の目的、契約の方法、及び契約の相手方については変更ありません。以上、変更内容を申し上げます。提案理由、内容につきましては建設水道課長から説明申し上げます。

○建設水道課長

それでは提案理由をご説明申し上げます。今まで移動脱水車で行っていたところでございますが、今度、固定脱水機を設置する工事でございます。仮設費が減額となりまして、今回減額の協定というような形になっております。よろしく願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第19号、平成28から29年度辰野町特定環境保全公共下水道小野水処理センターの建設工事委託に関する協定の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありま

せんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。日程第22、地方自治法第180条の規定による報告事項がありますのでお聞き取り願います。報告第1号、専決処分の報告について報告を求めます。

○総務課長

報告第1号、専決処分の報告について地方自治法第180条の規定により、町が損害賠償の責を負うものについて専決処分をしたので報告をいたします。内容につきましては3件の財物事故でございます。1件目は8月9日の事故であります。町道を走行中、道路側溝に架けられたグレーチングと、それを調整するため設置してありました木片がはずれ側溝にはまり、タイヤを破損したものであります。示談が成立し、賠償金額1万2,852円支払いをしてございます。専決日は9月5日であります。2件目は8月12日の事故であります。町道を走行中、道路横断している側溝に架けられているグレーチングと鉄板が跳ね上がりタイヤを破損したものでございます。示談が成立し、賠償金額1万1,548円を支払ってございます。専決日は9月5日であります。3件目は10月5日の事故であります。町道に穴が開いていたため、鉄板を敷いて固定をしておりましたが車両が通過したところ、鉄板が曲がり破損したものであります。示談が成立し、賠償金額1万2,100円を支払ってございます。専決日は11月15日です。これらの保障につきましては全国自治協会損害賠償保険にて処理をいたしてございます。以上、報告させていただきました。

○議長

ただ今、報告がありました。報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいことに限って質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。日程第23、請願・陳情についてを議題といたします。請願・陳情については、その写し、及び文書表を配付してあります。ここで、事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(請願・陳情文書表 朗読)

○議 長

以上、第16号は申し合わせ事項に沿って文書配布といたします。第17号、第19号、第20号は、総務産業常任委員会へ。第18号は、福祉教育常任委員会へそれぞれ審査を付託することといたします。以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで事務局より地方自治功労の表彰の伝達について紹介があります。

○議会事務局長

それでは、去る10月25日でございますが長野県町村議会議長会定期総会におきまして地方自治の進展に功績のありました4議員、篠平良平議員。根橋俊夫議員。宮下敏夫議員。中谷道文議員が県町村議長会長より表彰を受けましたのでここで議長より表彰の伝達をしていただきます。

(議長 移動)

○議会事務局長

それでは、表彰されました4議員の方は演台前によりしくお願いします。

(議員 移動)

○議会事務局長

それでは、先ほど紹介させていただきました順に、議長より伝達をお願いいたします。

(伝達)

篠平良平議員

根橋俊夫議員

宮下敏夫議員

中谷道文議員

○議会事務局長

以上で伝達式を終わります。おめでとうございます。お席にお戻りください。

(議員 移動)

○議長

改めまして表彰を受けられた皆様、まことにおめでとうございます。以上をもちまして本日の会議は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

11. 散会の時期

12月4日 11時 17分 散会